

# 山梨県災害廃棄物処理計画 資料編

## 資料編 目次

1	関係機関の連絡先	- 1 -
(1)	市町村	- 1 -
(2)	一部事務組合	- 2 -
(3)	県の廃棄物担当部署	- 2 -
(4)	協定締結団体	- 2 -
2	県内の一般廃棄物処理施設一覧	- 3 -
3	協定関連情報	- 6 -
(1)	地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定	- 6 -
(2)	大規模災害時における障害物の除去等の協力に関する協定	- 8 -
(3)	市町村から県への支援要請様式	- 11 -
4	地震別の災害廃棄物発生量	- 13 -
5	要焼却量及び要埋立処分量の試算結果	- 19 -
6	災害等補助金事業関連情報	- 25 -
(1)	災害等廃棄物処理事業費補助金の概要	- 25 -
(2)	廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金の概要	- 27 -
7	災害廃棄物処理実行計画関連情報	- 28 -
8	県への事務委託に係る規約（例）	- 29 -
9	廃棄物処理法特例制度一覧	- 30 -
(1)	市町村による一般廃棄物処理施設の設置についての特例	- 30 -
(2)	市町村から処分の委託を受けた者による一般廃棄物処理施設設置についての特例	- 30 -
(3)	一般廃棄物委託基準についての特例	- 30 -
(4)	非常災害時の産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例	- 31 -

# 1 関係機関の連絡先

## (1) 市町村

市町村名	所管課名	住所	電話番号	ファクシミリ番号
甲府市	環境総室総務課	甲府市上町 601-4	055-241-4311	055-241-6190
富士吉田市	(ごみ) 環境美化センター ごみ処理施設	富士吉田市小明見 3-11-32	0555-22-0030	0555-30-4154
	(し尿) 環境美化センター し尿処理施設	富士吉田市小明見 3-11-17	0555-22-2292	0555-22-2292
都留市	地域環境課	都留市上谷 1-1-1	0554-43-1111 (内 171)	0554-43-5049
山梨市	環境課	山梨市小原西 843	0553-22-1111 (内 2252)	0553-23-2800
	環境センター	山梨市南 2160	0553-23-1555	0553-23-1556
大月市	市民課	大月市大月 2-6-20	0554-23-8023	0554-23-1216
韮崎市	環境課	韮崎市水神 1-3-1	0551-22-1111 (内 131)	0551-23-0249
南アルプス市	環境課	南アルプス市小笠原 376	055-282-6097	055-282-6681
北杜市	環境課	北杜市須玉町大豆生田 961-1	0551-42-1341	0551-42-2235
甲斐市	環境課	甲斐市篠原 2610	055-278-1706	055-278-2046
笛吹市	環境推進課	笛吹市石和町市部 809-1	055-261-2044	055-262-8509
上野原市	生活環境課	上野原市上野原 3832	0554-62-3114	0554-30-2041
	クリーンセンター	上野原市上野原 8344	0554-63-5353	0554-63-6250
甲州市	環境政策課	甲州市塩山上於曾 1085-1	0553-33-4404	0553-32-1818
中央市	市民環境課	中央市白井阿原 301-1	055-274-8543	055-274-1124
市川三郷町	生活環境課	西八代郡市川三郷町市川大門 1790-3	055-272-6092	055-272-5601
早川町	町民課	南巨摩郡早川町高住 758	0556-45-2518	0556-20-5000
身延町	環境上下水道課	南巨摩郡身延町飯富 2241-75 番地先	0556-42-4814	0556-42-4815
南部町	水道環境課	南巨摩郡南部町福土 28505-2	0556-66-3407	0556-66-2190
	南部町環境センター	南巨摩郡南部町万沢 5979-3	0556-67-3619	0556-67-3680
富士川町	町民生活課	南巨摩郡富士川町天神中條 1134	0556-22-7209	0556-22-8666
昭和町	環境経済課	中巨摩郡昭和町押越 542-2	055-275-8355	055-275-5250
道志村	産業振興課	南都留郡道志村 6181-1	0554-52-2114	0554-52-2574
西桂町	産業振興課	南都留郡西桂町小沼 1501-1	0555-25-2121	0555-20-2015
忍野村	環境水道課	南都留郡忍野村忍草 1514	0555-84-7781	0555-84-7805
山中湖村	建設水道課	南都留郡山中湖村山中 237-1	0555-62-5374	0555-62-5375
鳴沢村	住民課	南都留郡鳴沢村 1575	0555-85-3082	0555-85-2461
富士河口湖町	環境課	南都留郡富士河口湖町船津 1700	0555-72-3169	0555-72-6038
小菅村	住民課	北都留郡小菅村 4698	0428-87-0111	0428-87-0933
丹波山村	住民生活課	北都留郡丹波山村 890	0428-88-0211	0428-88-0207

## (2) 一部事務組合

組合名	住所	電話番号	ファクシミリ番号
中巨摩地区広域事務組合	中央市一町畑 1189	055-273-5711	055-273-5819
峡北広域行政事務組合	韮崎市龍岡町下條南割 1895	0551-22-3437	0551-22-3749
峡南衛生組合	南巨摩郡身延町下田原 2548	0556-42-2207	0556-42-2264
三郡衛生組合	南アルプス市東南湖 1070	055-284-0432	055-284-0691
青木ヶ原衛生センター	南都留郡富士河口湖町精進青木ヶ原 514	0555-85-2277	0555-85-2277
青木が原ごみ処理組合	南都留郡富士河口湖町精進青木ヶ原 514	0555-85-2652	0555-85-2735
大月都留広域事務組合	大月市初狩町中初狩 3274 番地	0554-20-2651	0554-20-2655
甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合	笛吹市境川町寺尾 1440 番地 1	055-266-7744	055-266-7745
山梨県市町村総合事務組合	甲府市蓬沢町一丁目 15 番 35 号	055-235-3228	055-222-3846
山梨西部広域環境組合	中央市藤巻 2303-2	055-244-5301	055-244-5302

## (3) 県の廃棄物担当部署

所属名	住所	電話番号	ファクシミリ番号
環境整備課	甲府市丸の内一丁目 6 番 1 号	055-223-1515	055-223-1507
中北林務環境事務所環境課	韮崎市本町四丁目 2-4	0551-23-3090	0551-23-3097
峡東林務環境事務所環境課	甲州市塩山上塩後 1239-1	0553-20-2739	0553-20-2728
峡南林務環境事務所環境課	西八代郡市川三郷町高田 111-1	055-240-4141	055-240-4189
富士・東部林務環境事務所環境課	都留市田原三丁目 3-3	0554-45-7811	0554-45-7807

## (4) 協定締結団体

団体名	住所	電話番号	ファクシミリ番号
一般社団法人山梨県産業資源循環協会	甲府市中町 219-9	055-244-0755	055-244-0756
山梨県カーリサイクル協同組合	都留市田原 3 丁目 10-13	0554-45-0061	0554-45-3344

## 2 県内の一般廃棄物処理施設一覧

### ごみ焼却施設一覧表

令和3年3月末現在

設置主体	施設名	施設所在地	構成市町村 ※( )は処理委託市町村	施設規模 (t/日)	燃焼形式	炉型式	炉数	排ガス処理方式	建設工期 (年度)	運転開始年月	備考
1 富士吉田市	環境美化センター ごみ処理施設	富士吉田市小見見 三丁目11番32号	富士吉田市(西桂町)(忍野村) (富士河口湖町) 1市(2町1村)	170 (85t/炉)	全連続	ストーカ 灰溶融	2	BF	H12~14	H14.12	
2 上野原市	クリーンセンター	上野原市上野原 8344	上野原市(小菅村)(丹波山村) 1市(2 村)	40 (20t/炉)	機械化 バッチ	ストーカ	2	BF	H7~9	H9.10	
3 山中湖村	クリーンセンター	南都留郡山中湖村 平野506・507	山中湖村 1村	45 (22.5t/ 炉)	機械化 バッチ	ストーカ	2	EP	H1~2	H3.4	
4 中巨摩地区広域事務組合	清掃センター	中央市一町畑 1189	南アルプス市 甲斐市 中央市 昭和町 富士川町 市川三郷町 3市3町	270 (90t/炉)	全連続	ストーカ	3	BF	H6~8	H9.2	
5 峡北広域行政事務組合	エコパーク たつおか	韮崎市龍岡町 下條南割1895	韮崎市 北社市 甲斐市 3市	160 (80t/炉)	全連続	キルン式 ガス化 溶融炉	2	BF	H12~14	H14.12	
6 峡南衛生組合	ごみ焼却場	西八代郡市川三郷 町鴨狩津向1387	市川三郷町 早川町 身延町(南部町) 3町(1町)	30 (15t/炉)	機械化 バッチ	ストーカ	2	BF	H6~7	H8.4	
7 大月都留広域事務組合	ごみ処理施設	大月市初狩町 中初狩3274	都留市 大月市(道志村) 2市(1村)	104 (52t/炉)	全連続	ストーカ	2	BF	H12~14	H14.12	
8 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合	ごみ処理施設	笛吹市境川町寺尾 1440-1	甲府市、山梨市、笛吹市、甲州市	369 (123t/ 炉)	全連続	流動床	3	BF	H26~ H28	H28.10	

### 粗大ごみ処理施設一覧表

令和3年3月末現在

設置主体	施設所在地	構成市町村 ※( )は処理委託市町村	施設規模 (t/日)	処理方式	選別数	建設工期 (年度)	運転開始 年月	備考
1 富士河口湖町	南都留郡富士河口湖町 河口385	富士河口湖町 1町	5	併用	4	S62	S63.4	
2 中巨摩地区広域事務組合	中央市一町畑1189	南アルプス市 甲斐市 中央市 昭和町 富士川町 市川三郷町 3市3町	40	併用	4	S61~62	S62.1	

### 埋立処分施設一覧表

令和3年3月末現在

設置主体名	施設所在地	構成市町村 ※( )は処理委託市町村	処理能力		処理方式		建設工期 (年度)	埋立終了 年度	備考
			埋立容量 (埋立面積)	浸出水 処理施設	埋立方式	浸出水 処理方式			
1 甲府市	甲府市小曲町 948-1	甲府市 1市	95,400m <sup>3</sup> (14,400m <sup>2</sup> )	50m <sup>3</sup> /日	準好気性埋立	接触ばつ気法	S60~61	H7年度末	
2 甲府市	甲府市増坪町 710-3	甲府市(笛吹市(旧石和町)) 1市(1市)	47,900m <sup>3</sup> (12,870m <sup>2</sup> )	40m <sup>3</sup> /日	準好気性埋立	回転円板	H4~5 埋立開始は H7年度から	H13.5	
3 甲府市	甲府市西高橋町 383	甲府市 1市	58,800m <sup>3</sup> (13,300m <sup>2</sup> )	35m <sup>3</sup> /日	準好気性埋立	高度処理 (活性炭吸着、 キレート吸着)	H13~14 埋立開始は H15.5から	H22.3	
4 山梨県市町村総合事務組合	笛吹市境川町寺尾 1246番1	山梨県内の全市町村	302,000m <sup>3</sup> (28,570m <sup>2</sup> )	120m <sup>3</sup> /日	準好気性埋立	凝集沈殿法 (下水道接続)	H26~	-	

## 資源化等を行う施設一覧表

令和3年3月末現在

設置主体	施設所在地	構成市町村 ※( )は処理委託市町村	施設規模 (t/日)	選別数	建設工期 (年度)	稼働開始 年月	備考
1 富士吉田市	富士吉田市小明見三丁目11番32号	富士吉田市 (西桂町) (忍野村) 1市(1町1村)	30	8	H12~14	H15.4	びん類を手選別後、破砕し選別
2 上野原市	上野原市上野原8344	上野原市 (丹波山村) (小菅村) 1市(2村)	5	5	H18~19	H20.4	びん類を手選別後、破砕し選別
3 山中湖村	南都留郡山中湖村平野506・507	山中湖村 1村	9	5	H6~7	H7.4	びん類を手選別後、破砕し選別
4 峡北広域行政事務組合	韭崎市龍岡町下條南割1895	韭崎市 北杜市 甲斐市 3市	15	4	H16~17	H18.4	不燃物を破砕し選別
5 青木が原ごみ処理組合	南都留郡富士河口湖町精進青木ヶ原514	富士河口湖町 鳴沢村 1町1村	10	5	S48~50	S50.4	びん類を手選別後、破砕し選別 アルミ・鉄を選別し圧縮
6 大月都留広域事務組合	大月市初狩町中初狩3274	都留市 大月市 (道志村) 2市(1村)	31	7	H12~14	H15.4	びん類を含め、破砕し選別
7 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合	笛吹市境川町寺尾字前付1440番地1	甲府市、山梨市、笛吹市、甲州市 4市	30.6	2	H26~H28	H28.10	不燃ごみ、不燃性粗大ごみを破砕し選別
8 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合	笛吹市境川町寺尾字前付1440番地1	甲府市、山梨市、笛吹市、甲州市 4市	6.4	1	H26~H28	H28.10	プラスチック製容器包装を圧縮梱包
9 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合	笛吹市境川町寺尾字前付1440番地1	甲府市、山梨市、笛吹市、甲州市 4市	10	1	H26~H28	H28.10	紙製容器包装、ミックスペーパーの圧縮梱包
10 中央市	中央市浅利192	中央市 1市	9	1	R1	R1.10	汚泥・生ごみを堆肥化

## し尿処理施設一覽表

令和3年3月末現在

設置主体	施設名	施設所在地	構成市町村 ※( )は処理委託市町村	処理規模 (㎔/日)	処理方式	建設工期 (年度)	運転開始 年月	汚泥の処理	備考
1 富士吉田市	環境美化センター し尿処理施設	富士吉田市小見三 丁目11番17号	富士吉田市 (西桂町) (忍野村) (山中湖 村) 1市(1町2村)	90	膜分離	H1~3	H4.4	焼却	
2 山梨市	環境センター し尿処理場	山梨市南2160	山梨市 1市	45	二段活性	S56~57	S58.4	焼却	
3 北杜市	北部ふるさと公 苑	北杜市長坂町中丸 916	北杜市 1市	46	標準脱窒	H2~3	H4.4	焼却	
4 笛吹市	クリーンセンター	笛吹市石和町砂原 936-2	笛吹市 1市	40	嫌気性消 化	S50~51	S52.3	脱水	
5 上野原市	クリーンセンター	上野原市上野原8344	上野原市 1市	40	好気性	S53	S54.4	焼却	
6 甲州市	環境センター し尿処理場	甲州市塩山千野3136	甲州市 1市	20	標準脱窒	H12~14	H15.4	堆肥化 (生ごみ50 kg/日)	汚泥再生処理センター
7 峡南衛生組合	し尿処理場南 部支所	南巨摩郡南部町万沢 5979-3	南部町 1町	19	標準脱窒 + 高度処理	H16~18	H18.4	堆肥化 (生ごみ50 kg/日)	汚泥再生処理センター
8 中巨摩地区広域事務組合	衛生センター	中央市乙黒1083-3	南アルプス市 甲斐市 中央市 昭和町 3市1町	85	高負荷	H3~5	H5.10	脱水	
9 峡北広域行政事務組合	峡北南部 衛生センター	韭崎市栄2-5-48	韭崎市 北杜市 甲斐市 3市	72	好気性	S49~50	S51.3	脱水	
10 峡南衛生組合	し尿処理施設	西八代郡市川三郷町 鴨狩津向1387	市川三郷町 早川町 身延町 3町	40	膜分離 + 高度処理	S62~63	H1.4	焼却+堆肥化 (生ごみ300kg /日)	
11 三郡衛生組合	三郡クリーン センター	南アルプス市東南湖 1070	南アルプス市 市川三郷町 富士川町 1市2町	61	膜分離 + 高度処理	H9~11	H12.4	脱水	
12 青木ヶ原衛生センター	衛生センター	南都留郡富士河口湖町 精進青木ヶ原514	富士河口湖町 鳴沢村 (甲州市) (中央市) (道志村) 1町1村(2市1村)	50	嫌気性	S45~46	S46.12	脱水	
13 大月都留広域事務組合	大月都留 し尿処理場	都留市田野倉1130	都留市 大月市 (道志村) 2市(1村)	92	二段活性	S59~61	S61.12	焼却	

## コミュニティプラント一覽表

令和3年3月末現在

設置主体	施設名称	処理方式	計画1日最大 汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	竣工年度	運転管理体制	備考
1 南アルプス市	南原団地地域し尿処理施設	長時間ばっき	149	S56	委託	
2 南アルプス市	西新居団地し尿処理施設	長時間ばっき	73	S61	委託	
3 甲斐市	松島団地地域し尿処理施設	長時間ばっき	363	S56	委託	
4 甲斐市	双葉登美団地地域し尿処理場	長時間ばっき	298	S63	委託	
5 中央市	よし原処理センター	標準活性汚泥	2,500	S52	委託	
6 富士河口湖町	本栖地区地域し尿処理施設	長時間ばっき	160	S60	委託	
7 富士河口湖町	本栖地区地域し尿処理施設	膜分離活性汚泥	50	H27	委託	

### 3 協定関連情報

#### (1) 地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定

((一社) 山梨県産業資源循環協会)

##### 地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定

山梨県（以下「甲」という。）と社団法人山梨県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、地震等大規模災害発生時における災害廃棄物処理等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、山梨県内において地震等大規模災害が発生した場合に、甲が乙に災害廃棄物の撤去、収集・運搬、中間処理・処分の協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「災害廃棄物」とは、地震等大規模災害により倒壊、焼失した建築物等の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリートくず、金属くず等及びこれらの混合物並びに災害に伴い緊急に処理する必要がある廃棄物をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、県内市町村・一部事務組合（以下「市町村等」という。）が実施する次の各号に掲げる事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、市町村等からの要請に基づいて、乙に協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の中間処理・処分
- (4) 前各号に伴う必要な事項

(災害廃棄物の処理等の実施)

第4条 乙は、甲から要請があったときは、必要な人員、車輛、資機材を調達し、市町村等が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

(情報の提供)

第5条 甲は、大規模災害時に円滑な協力が得られるように、乙に県内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲へ報告するものとする。

(協力要請の手続き)

第6条 甲は、協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知する。

ただし、文書により難しい場合は、口頭で要請し、後日、速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 協力内容
- (3) その他必要な事項

(実施報告)

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 実施内容
- (3) その他必要な事項



(経費の負担)

第8条 第3条に規定する要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した経費については、原則として当該市町村等が負担するものとし、その額は乙と当該市町村等で協議の上決定するものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては山梨県森林環境部環境整備課、乙においては社団法人山梨県産業廃棄物協会事務局とする。

(協会の状況等の報告)

第10条 乙は、この協定に基づく廃棄物の処理が円滑に行われるよう、必要機材の確保可能台数等の状況を3年ごとに作成し、これを甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に随時報告を求めることができる。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定める。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

この協定は、平成17年5月12日から効力を発生する。

※平成31年4月、名称変更

## (2) 大規模災害時における障害物の除去等の協力に関する協定

(山梨県カーリサイクル協同組合)

### 大規模災害時における障害物の除去等の協力に関する協定

山梨県（以下「甲」という。）と山梨県カーリサイクル協同組合（以下「乙」という。）は、大規模災害時における応急復旧活動の阻害となる障害物の除去等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、山梨県内において大規模災害が発生した際、市町村が実施する応急措置について、甲が市町村から業務実施の調整依頼を受けた場合において、乙に対して要請する障害物の除去等の協力に関して必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、市町村から障害物の除去等の実施に係る調整依頼を受けたときは、乙に対し、「応援業務要請書（様式1）」により当該市町村への協力の要請を行う。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、後日、速やかに文書で通知するものとする。

(業務の実施)

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の組合員の保有する機材を活用し、必要な協力を行うものとする。

2 乙は、応援業務を完了したときは、「応援業務実施報告書（様式2）」により、甲及び当該市町村に報告するものとする。

(費用の負担)

第4条 本協定に基づく応援業務に要する費用については、原則として当該市町村が負担するものとし、その額は、乙と当該市町村が協議して定めるものとする。

(災害補償)

第5条 本協定に基づく応援業務の実施により、乙の組合員及び機材が損害を受けた場合の補償は、乙の責において行うものとする。

(損害補償)

第6条 本協定に基づく応援業務の実施により、第三者に損害を与えた場合の補償は、乙の責において行うものとする。ただし、当該市町村が除去等を要請した対象物に係る補償については、乙と当該市町村が協議して定めるものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

様式 1

年 月 日

山梨県カーリサイクル協同組合  
理事長 様

山梨県知事

## 応援業務要請書

大規模災害時における障害物の除去等の協力に関する協定第2条の規定により、次のとおり応援要請します。

なお、応援業務の詳細な内容については、市町村の担当者と直接、協議されるようお願いいたします。

記

1 実施日時(期間)

2 実施場所

3 災害状況及び応援業務の内容(障害物の種類、数量等)

4 市町村の担当者

所 属	
氏 名	
電 話	
FAX	

5 県の担当者

所 属	森林環境部 環境整備課
氏 名	
電 話	
FAX	

6 その他必要な事項

以上

様式 2

年 月 日

山梨県知事 様  
〇〇市町村長 様

山梨県カーリサイクル協同組合  
理事長

## 応援業務実施報告書

大規模災害時における障害物の除去等の協力に関する協定第3条第2項の規定により、次のとおり報告します。

記

1 実施日時(期間)

2 実施場所

3 実施内容

4 乙の現場責任者

実施組合員(事業所名)	
氏名	
電話	
FAX	

5 実施事業所名

実施組合員(事業所名)	人員	使用機材

6 その他必要な事項

以上

(3) 市町村から県への支援要請様式

災害廃棄物の処理等に係る支援要請書

((一社)山梨県産業資源循環協会への支援要請)

支援要請日	年 月 日	市町村名	
担当者所属 氏名		連絡先	電話: FAX: メール:
要請の内容	①災害廃棄物の撤去 ②災害廃棄物の収集・運搬 ③災害廃棄物の処分 ④その他（具体的内容： ）		
実施希望日時 又は期間	年 月 日		
実施場所 (地図添付)	【発生場所】  GPS座標： 【収集運搬先（仮置場）】  GPS座標：		
災害廃棄物の 種類、量			
特記事項			

## 障害物の除去等に係る支援要請書

(山梨県カーリサイクル協同組合への支援要請)

支援要請日	年 月 日	市町村名	
担当者所属・ 氏名		連絡先	電話： FAX： メール：
実施希望日時 又は期間	年 月 日		
実施場所 (地図添付)	【放置車両】  GPS座標：		
障害物の種類、 数量	種類		
	数量		
災害状況及び要 請の内容	【放置車両移動希望先】  GPS座標：		
特記事項			

#### 4 地震別の災害廃棄物発生量

山梨県地域防災計画の被害想定を元に、次のとおり地震別の災害廃棄物発生量を示す。

##### ○東海地震

市町村名	発生量			種類別発生量					合計
	全壊・半壊	焼失	合計	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属くず	柱角材	
甲府市	298,149	2,372	<b>300,521</b>	53,667	54,995	155,987	19,773	16,100	<b>300,521</b>
富士吉田市	172,119	1,863	<b>173,981</b>	30,981	32,024	90,247	11,434	9,294	<b>173,981</b>
都留市	15,362	451	<b>15,813</b>	2,765	3,018	8,169	1,032	830	<b>15,813</b>
山梨市	23,012	451	<b>23,463</b>	4,142	4,395	12,146	1,537	1,243	<b>23,463</b>
大月市	18,223	451	<b>18,674</b>	3,280	3,533	9,656	1,221	984	<b>18,674</b>
韮崎市	11,761	451	<b>12,212</b>	2,117	2,370	6,296	794	635	<b>12,212</b>
南アルプス市	62,800	961	<b>63,760</b>	11,304	11,842	33,040	4,183	3,391	<b>63,760</b>
北杜市	26,258	451	<b>26,709</b>	4,726	4,979	13,835	1,751	1,418	<b>26,709</b>
甲斐市	20,998	451	<b>21,449</b>	3,780	4,032	11,100	1,404	1,134	<b>21,449</b>
笛吹市	89,312	961	<b>90,273</b>	16,076	16,614	46,827	5,933	4,823	<b>90,273</b>
上野原市	3,562	0	<b>3,562</b>	641	641	1,852	235	192	<b>3,562</b>
甲州市	25,065	0	<b>25,065</b>	4,512	4,512	13,034	1,654	1,354	<b>25,065</b>
中央市	53,352	1,353	<b>54,705</b>	9,603	10,361	28,284	3,575	2,881	<b>54,705</b>
市川三郷町	46,739	902	<b>47,641</b>	8,413	8,918	24,665	3,121	2,524	<b>47,641</b>
早川町	15,191	451	<b>15,642</b>	2,734	2,987	8,080	1,021	820	<b>15,642</b>
身延町	172,892	3,216	<b>176,108</b>	31,121	32,922	91,190	11,540	9,336	<b>176,108</b>
南部町	150,509	2,314	<b>152,822</b>	27,092	28,387	79,190	10,026	8,127	<b>152,822</b>
富士川町	53,011	1,353	<b>54,365</b>	9,542	10,300	28,107	3,553	2,863	<b>54,365</b>
昭和町	7,733	0	<b>7,733</b>	1,392	1,392	4,021	510	418	<b>7,733</b>
道志村	292	0	<b>292</b>	52	52	152	19	16	<b>292</b>
西桂町	1,950	0	<b>1,950</b>	351	351	1,014	129	105	<b>1,950</b>
忍野村	42,791	902	<b>43,694</b>	7,702	8,208	22,612	2,860	2,311	<b>43,694</b>
山中湖村	185,478	961	<b>186,439</b>	33,386	33,924	96,833	12,280	10,016	<b>186,439</b>
鳴沢村	29,464	451	<b>29,915</b>	5,304	5,556	15,502	1,963	1,591	<b>29,915</b>
富士河口湖町	89,772	961	<b>90,732</b>	16,159	16,697	47,065	5,963	4,848	<b>90,732</b>
小菅村	40	0	<b>40</b>	7	7	21	3	2	<b>40</b>
丹波山村	424	0	<b>424</b>	76	76	221	28	23	<b>424</b>
合計	1,616,259	21,726	<b>1,637,986</b>	290,927	303,093	849,145	107,542	87,278	<b>1,637,986</b>

※焼失による発生量は、焼失による木造、非木造の被害棟数の割合を8対2として算出した。

##### 【参考】

被害棟数（「山梨県東海地震被害想定調査」（平成17年）による）

市町村名	全壊					半壊					焼失
	木造	RC造	S造	その他	合計	木造	RC造	S造	その他	合計	
甲府市	625	43	128	26	<b>822</b>	4,668	141	393	130	<b>5,332</b>	27
富士吉田市	656	12	80	26	<b>774</b>	3,073	35	224	119	<b>3,451</b>	21
都留市	22	1	7	0	<b>30</b>	407	6	32	0	<b>445</b>	5
山梨市	39	1	6	0	<b>46</b>	829	4	16	10	<b>859</b>	5
大月市	18	0	6	0	<b>24</b>	759	4	16	5	<b>784</b>	5
韮崎市	11	0	4	0	<b>15</b>	473	2	19	13	<b>507</b>	5
南アルプス市	221	2	29	3	<b>255</b>	1,634	5	77	24	<b>1,740</b>	11
北杜市	14	0	4	0	<b>18</b>	1,295	1	17	19	<b>1,332</b>	5
甲斐市	19	1	9	0	<b>29</b>	739	5	30	2	<b>776</b>	5
笛吹市	224	5	24	9	<b>262</b>	2,495	21	88	88	<b>2,692</b>	11
上野原市	1	0	0	0	<b>1</b>	191	0	2	1	<b>194</b>	0
甲州市	45	2	9	2	<b>58</b>	695	6	27	35	<b>763</b>	0
中央市	174	2	48	5	<b>229</b>	945	8	121	35	<b>1,109</b>	15
市川三郷町	232	0	22	2	<b>256</b>	1,042	2	61	9	<b>1,114</b>	10
早川町	91	0	1	1	<b>93</b>	358	1	4	3	<b>366</b>	5
身延町	1,239	2	60	18	<b>1,319</b>	2,227	7	114	25	<b>2,373</b>	36
南部町	1,222	4	49	4	<b>1,279</b>	1,160	7	77	4	<b>1,248</b>	26
富士川町	229	1	18	3	<b>251</b>	1,315	5	53	19	<b>1,392</b>	15
昭和町	13	0	9	0	<b>22</b>	165	2	28	6	<b>201</b>	0
道志村	0	0	0	0	<b>0</b>	11	0	2	1	<b>14</b>	0
西桂町	2	0	1	0	<b>3</b>	78	0	4	2	<b>84</b>	0
忍野村	205	5	11	1	<b>222</b>	493	14	27	2	<b>536</b>	10
山中湖村	336	46	17	0	<b>399</b>	1,062	180	40	1	<b>1,283</b>	11
鳴沢村	124	2	11	2	<b>139</b>	520	9	18	6	<b>553</b>	5
富士河口湖町	311	8	26	21	<b>366</b>	1,521	32	77	125	<b>1,755</b>	11
小菅村	0	0	0	0	<b>0</b>	0	0	1	0	<b>1</b>	0
丹波山村	0	0	0	0	<b>0</b>	24	0	0	0	<b>24</b>	0
合計	6,073	137	579	123	<b>6,912</b>	28,179	497	1,568	684	<b>30,928</b>	244

※旧上九一色村分については甲府市に含めた。

## ○南関東直下プレート境界地震

(t)

市町村名	発生量			種類別発生量					
	全壊・半壊	焼失	合計	可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属くず	柱角材	合計
甲府市	87,285	568	<b>87,853</b>	15,711	16,029	45,615	5,784	4,713	<b>87,853</b>
富士吉田市	32,370	117	<b>32,487</b>	5,827	5,892	16,879	2,141	1,748	<b>32,487</b>
都留市	19,049	117	<b>19,165</b>	3,429	3,494	9,952	1,262	1,029	<b>19,165</b>
山梨市	39,632	233	<b>39,866</b>	7,134	7,265	20,702	2,625	2,140	<b>39,866</b>
大月市	4,189	117	<b>4,306</b>	754	819	2,225	281	226	<b>4,306</b>
韭崎市	1,237	0	<b>1,237</b>	223	223	643	82	67	<b>1,237</b>
南アルプス市	18,238	0	<b>18,238</b>	3,283	3,283	9,484	1,204	985	<b>18,238</b>
北杜市	3,830	0	<b>3,830</b>	689	689	1,991	253	207	<b>3,830</b>
甲斐市	11,473	0	<b>11,473</b>	2,065	2,065	5,966	757	620	<b>11,473</b>
笛吹市	47,230	117	<b>47,347</b>	8,501	8,567	24,606	3,122	2,550	<b>47,347</b>
上野原市	3,358	0	<b>3,358</b>	604	604	1,746	222	181	<b>3,358</b>
甲州市	47,333	233	<b>47,566</b>	8,520	8,651	24,706	3,133	2,556	<b>47,566</b>
中央市	18,202	0	<b>18,202</b>	3,276	3,276	9,465	1,201	983	<b>18,202</b>
市川三郷町	11,978	0	<b>11,978</b>	2,156	2,156	6,228	791	647	<b>11,978</b>
早川町	0	0	<b>0</b>	0	0	0	0	0	<b>0</b>
身延町	601	0	<b>601</b>	108	108	313	40	32	<b>601</b>
南部町	194	0	<b>194</b>	35	35	101	13	11	<b>194</b>
富士川町	7,423	0	<b>7,423</b>	1,336	1,336	3,860	490	401	<b>7,423</b>
昭和町	5,248	0	<b>5,248</b>	945	945	2,729	346	283	<b>5,248</b>
道志村	1,325	0	<b>1,325</b>	239	239	689	87	72	<b>1,325</b>
西桂町	2,986	0	<b>2,986</b>	538	538	1,553	197	161	<b>2,986</b>
忍野村	9,224	233	<b>9,457</b>	1,660	1,791	4,890	618	498	<b>9,457</b>
山中湖村	32,594	117	<b>32,710</b>	5,867	5,932	16,995	2,156	1,760	<b>32,710</b>
鳴沢村	4,560	0	<b>4,560</b>	821	821	2,371	301	246	<b>4,560</b>
富士河口湖町	14,295	0	<b>14,295</b>	2,573	2,573	7,434	943	772	<b>14,295</b>
小菅村	0	0	<b>0</b>	0	0	0	0	0	<b>0</b>
丹波山村	972	0	<b>972</b>	175	175	506	64	53	<b>972</b>
合計	424,828	1,851	<b>426,680</b>	76,469	77,506	221,651	28,113	22,941	<b>426,680</b>

※焼失による発生量は、焼失による木造、非木造の被害棟数の割合を8対2として算出した。

### 【参考】

被害棟数（「山梨県地震被害想定調査報告書」（平成8年）による）

(棟)

市町村名	全壊					半壊					焼失
	木造	RC造	S造	その他	合計	木造	RC造	S造	その他	合計	
甲府市	74	0	3	287	<b>364</b>	635	0	13	2,566	<b>3,214</b>	7
富士吉田市	109	0	0	4	<b>113</b>	1,229	0	0	39	<b>1,268</b>	2
都留市	66	0	0	1	<b>67</b>	733	0	0	10	<b>743</b>	2
山梨市	189	0	2	2	<b>193</b>	1,230	0	8	17	<b>1,255</b>	4
大月市	25	0	0	0	<b>25</b>	111	0	0	1	<b>112</b>	2
韭崎市	7	0	0	0	<b>7</b>	34	0	0	1	<b>35</b>	0
南アルプス市	75	0	0	0	<b>75</b>	647	0	0	10	<b>657</b>	0
北杜市	13	0	0	1	<b>14</b>	141	0	0	6	<b>147</b>	0
甲斐市	36	0	0	0	<b>36</b>	468	0	0	1	<b>469</b>	0
笛吹市	167	0	0	7	<b>174</b>	1,747	0	2	53	<b>1,802</b>	2
上野原市	18	0	0	0	<b>18</b>	99	0	0	1	<b>100</b>	0
甲州市	228	0	4	4	<b>236</b>	1,426	0	13	18	<b>1,457</b>	4
中央市	75	0	0	3	<b>78</b>	614	0	3	20	<b>637</b>	0
市川三郷町	49	0	1	0	<b>50</b>	407	0	5	3	<b>415</b>	0
早川町	0	0	0	0	<b>0</b>	0	0	0	0	<b>0</b>	0
身延町	4	0	0	0	<b>4</b>	14	0	0	0	<b>14</b>	0
南部町	1	0	0	0	<b>1</b>	6	0	0	0	<b>6</b>	0
富士川町	29	0	0	0	<b>29</b>	272	0	0	3	<b>275</b>	0
昭和町	17	0	0	0	<b>17</b>	208	0	0	4	<b>212</b>	0
道志村	4	0	0	0	<b>4</b>	54	0	0	1	<b>55</b>	0
西桂町	10	0	0	0	<b>10</b>	117	0	0	2	<b>119</b>	0
忍野村	45	0	0	0	<b>45</b>	289	0	3	1	<b>293</b>	4
山中湖村	138	2	1	0	<b>141</b>	841	6	4	1	<b>852</b>	2
鳴沢村	12	0	0	0	<b>12</b>	197	0	0	1	<b>198</b>	0
富士河口湖町	45	0	0	1	<b>46</b>	573	0	0	6	<b>579</b>	0
小菅村	0	0	0	0	<b>0</b>	0	0	0	0	<b>0</b>	0
丹波山村	4	0	0	0	<b>4</b>	35	0	0	0	<b>35</b>	0
合計	1,440	2	11	310	<b>1,763</b>	12,127	6	51	2,765	<b>14,949</b>	29



○釜無川断層地震

(t)

市町村名	発生量			種類別発生量					
	全壊・半壊	焼失	合計	可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属くず	柱角材	合計
甲府市	1,749,882	72,742	<b>1,822,625</b>	314,979	355,715	939,036	118,402	94,494	<b>1,822,625</b>
富士吉田市	11,460	233	<b>11,693</b>	2,063	2,193	6,052	766	619	<b>11,693</b>
都留市	5,161	117	<b>5,278</b>	929	994	2,730	345	279	<b>5,278</b>
山梨市	170,754	1,019	<b>171,773</b>	30,736	31,306	89,200	11,311	9,221	<b>171,773</b>
大月市	1,025	0	<b>1,025</b>	185	185	533	68	55	<b>1,025</b>
韮崎市	513,035	11,452	<b>524,487</b>	92,346	98,760	271,359	34,318	27,704	<b>524,487</b>
南アルプス市	987,967	4,176	<b>992,143</b>	177,834	180,173	515,413	65,373	53,350	<b>992,143</b>
北杜市	846,177	3,333	<b>849,510</b>	152,312	154,178	441,345	55,981	45,694	<b>849,510</b>
甲斐市	500,764	38,343	<b>539,107</b>	90,138	111,610	275,735	34,584	27,041	<b>539,107</b>
笛吹市	421,401	2,038	<b>423,439</b>	75,852	76,993	219,944	27,894	22,756	<b>423,439</b>
上野原市	831	0	<b>831</b>	150	150	432	55	45	<b>831</b>
甲州市	147,541	961	<b>148,502</b>	26,557	27,095	77,106	9,776	7,967	<b>148,502</b>
中央市	244,169	19,630	<b>263,799</b>	43,950	54,943	134,820	16,900	13,185	<b>263,799</b>
市川三郷町	283,813	18,946	<b>302,759</b>	51,086	61,696	155,161	19,490	15,326	<b>302,759</b>
早川町	21,247	0	<b>21,247</b>	3,824	3,824	11,048	1,402	1,147	<b>21,247</b>
身延町	151,580	902	<b>152,482</b>	27,284	27,790	79,182	10,040	8,185	<b>152,482</b>
南部町	9,701	0	<b>9,701</b>	1,746	1,746	5,045	640	524	<b>9,701</b>
富士川町	294,069	22,788	<b>316,857</b>	52,932	65,694	162,031	20,320	15,880	<b>316,857</b>
昭和町	108,774	10,885	<b>119,658</b>	19,579	25,675	60,916	7,614	5,874	<b>119,658</b>
道志村	0	0	<b>0</b>	0	0	0	0	0	<b>0</b>
西桂町	530	0	<b>530</b>	95	95	276	35	29	<b>530</b>
忍野村	2,245	117	<b>2,362</b>	404	469	1,214	153	121	<b>2,362</b>
山中湖村	7,195	117	<b>7,312</b>	1,295	1,360	3,788	480	389	<b>7,312</b>
鳴沢村	4,560	0	<b>4,560</b>	821	821	2,371	301	246	<b>4,560</b>
富士河口湖町	14,295	117	<b>14,412</b>	2,573	2,639	7,480	948	772	<b>14,412</b>
小菅村	0	0	<b>0</b>	0	0	0	0	0	<b>0</b>
丹波山村	972	0	<b>972</b>	175	175	506	64	53	<b>972</b>
合計	6,499,149	207,914	<b>6,707,064</b>	1,169,847	1,286,279	3,462,724	437,260	350,954	<b>6,707,064</b>

※焼失による発生量は、焼失による木造、非木造の被害棟数の割合を8対2として算出した。

【参考】

被害棟数（「山梨県地震被害想定調査報告書」（平成8年）による）

(棟)

市町村名	全壊					半壊					焼失
	木造	R C造	S造	その他	合計	木造	R C造	S造	その他	合計	
甲府市	1,558	219	154	10,834	<b>12,765</b>	2,255	171	265	11,541	<b>14,232</b>	807
富士吉田市	48	0	0	2	<b>50</b>	386	0	0	13	<b>399</b>	4
都留市	21	0	0	0	<b>21</b>	185	0	0	2	<b>187</b>	2
山梨市	1,157	1	39	20	<b>1,217</b>	2,955	2	91	49	<b>3,097</b>	12
大月市	6	0	0	0	<b>6</b>	28	0	0	0	<b>28</b>	0
韮崎市	3,733	17	359	142	<b>4,251</b>	2,524	7	589	76	<b>3,196</b>	128
南アルプス市	6,843	74	568	117	<b>7,602</b>	5,197	31	933	68	<b>6,229</b>	47
北杜市	6,969	26	302	139	<b>7,436</b>	5,169	11	494	78	<b>5,752</b>	38
甲斐市	3,477	29	277	33	<b>3,816</b>	3,696	13	465	22	<b>4,196</b>	425
笛吹市	2,855	10	149	120	<b>3,134</b>	5,343	16	274	135	<b>5,768</b>	24
上野原市	3	0	0	0	<b>3</b>	32	0	0	0	<b>32</b>	0
甲州市	977	2	38	16	<b>1,033</b>	2,494	3	86	29	<b>2,612</b>	11
中央市	1,811	6	133	59	<b>2,009</b>	1,803	4	225	36	<b>2,068</b>	219
市川三郷町	2,189	0	224	15	<b>2,428</b>	1,649	0	372	11	<b>2,032</b>	210
早川町	165	0	1	1	<b>167</b>	351	0	3	3	<b>357</b>	0
身延町	1,187	0	33	14	<b>1,234</b>	2,021	0	68	24	<b>2,113</b>	10
南部町	45	0	0	0	<b>45</b>	316	0	3	1	<b>320</b>	0
富士川町	2,488	1	155	34	<b>2,678</b>	1,570	1	255	20	<b>1,846</b>	254
昭和町	692	3	95	18	<b>808</b>	840	2	162	15	<b>1,019</b>	121
道志村	0	0	0	0	<b>0</b>	0	0	0	0	<b>0</b>	0
西桂町	3	0	0	0	<b>3</b>	15	0	0	0	<b>15</b>	0
忍野村	9	0	0	0	<b>9</b>	82	0	0	0	<b>82</b>	2
山中湖村	27	0	0	0	<b>27</b>	272	0	0	0	<b>272</b>	2
鳴沢村	12	0	0	0	<b>12</b>	197	0	0	1	<b>198</b>	0
富士河口湖町	45	0	0	1	<b>46</b>	573	0	0	6	<b>579</b>	2
小菅村	0	0	0	0	<b>0</b>	0	0	0	0	<b>0</b>	0
丹波山村	4	0	0	0	<b>4</b>	35	0	0	0	<b>35</b>	0
合計	36,324	388	2,527	11,565	<b>50,804</b>	39,988	261	4,285	12,130	<b>56,664</b>	2,318

※旧上九一色村分については甲府市に含めた。

# ○藤の木愛川断層地震

(t)

市町村名	発生量			種類別発生量					
	全壊・半壊	焼失	合計	可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属くず	柱角材	合計
甲府市	1,082,999	5,471	<b>1,088,470</b>	194,940	198,004	565,348	71,697	58,482	<b>1,088,470</b>
富士吉田市	136,196	961	<b>137,157</b>	24,515	25,053	71,206	9,027	7,355	<b>137,157</b>
都留市	293,874	1,353	<b>295,228</b>	52,897	53,655	153,356	19,450	15,869	<b>295,228</b>
山梨市	460,131	13,315	<b>473,446</b>	82,824	90,280	244,594	30,901	24,847	<b>473,446</b>
大月市	542,555	1,863	<b>544,418</b>	97,660	98,703	282,874	35,883	29,298	<b>544,418</b>
韭崎市	24,167	233	<b>24,401</b>	4,350	4,481	12,660	1,604	1,305	<b>24,401</b>
南アルプス市	144,690	1,019	<b>145,709</b>	26,044	26,615	75,646	9,590	7,813	<b>145,709</b>
北杜市	26,839	117	<b>26,956</b>	4,831	4,896	14,003	1,776	1,449	<b>26,956</b>
甲斐市	91,596	626	<b>92,222</b>	16,487	16,838	47,880	6,070	4,946	<b>92,222</b>
笛吹市	906,728	3,784	<b>910,512</b>	163,211	165,330	473,012	59,995	48,963	<b>910,512</b>
上野原市	299,105	1,077	<b>300,183</b>	53,839	54,442	155,966	19,784	16,152	<b>300,183</b>
甲州市	544,366	8,295	<b>552,661</b>	97,986	102,631	286,388	36,260	29,396	<b>552,661</b>
中央市	99,651	509	<b>100,160</b>	17,937	18,222	52,022	6,597	5,381	<b>100,160</b>
市川三郷町	50,936	233	<b>51,170</b>	9,169	9,299	26,580	3,371	2,751	<b>51,170</b>
早川町	18	0	<b>18</b>	3	3	9	1	1	<b>18</b>
身延町	4,313	0	<b>4,313</b>	776	776	2,243	285	233	<b>4,313</b>
南部町	194	0	<b>194</b>	35	35	101	13	11	<b>194</b>
富士川町	34,793	117	<b>34,910</b>	6,263	6,328	18,139	2,301	1,879	<b>34,910</b>
昭和町	55,234	233	<b>55,467</b>	9,942	10,073	28,815	3,655	2,983	<b>55,467</b>
道志村	8,122	0	<b>8,122</b>	1,462	1,462	4,224	536	439	<b>8,122</b>
西桂町	29,992	117	<b>30,109</b>	5,399	5,464	15,643	1,984	1,620	<b>30,109</b>
忍野村	9,224	233	<b>9,457</b>	1,660	1,791	4,890	618	498	<b>9,457</b>
山中湖村	32,594	175	<b>32,769</b>	5,867	5,965	17,019	2,158	1,760	<b>32,769</b>
鳴沢村	18,729	0	<b>18,729</b>	3,371	3,371	9,739	1,236	1,011	<b>18,729</b>
富士河口湖町	64,577	117	<b>64,694</b>	11,624	11,689	33,627	4,267	3,487	<b>64,694</b>
小菅村	3,752	0	<b>3,752</b>	675	675	1,951	248	203	<b>3,752</b>
丹波山村	9,639	0	<b>9,639</b>	1,735	1,735	5,012	636	521	<b>9,639</b>
合計	4,975,016	39,848	<b>5,014,864</b>	895,503	917,818	2,602,947	329,945	268,651	<b>5,014,864</b>

※焼失による発生量は、焼失による木造、非木造の被害棟数の割合を8対2として算出した。

## 【参考】

被害棟数（「山梨県地震被害想定調査報告書」（平成8年）による）

(棟)

市町村名	全壊					半壊					焼失
	木造	R C造	S造	その他	合計	木造	R C造	S造	その他	合計	
甲府市	1,121	76	115	6,598	<b>7,910</b>	2,120	104	207	11,428	<b>13,859</b>	61
富士吉田市	685	1	17	27	<b>730</b>	3,557	3	65	110	<b>3,735</b>	11
都留市	2,149	7	160	32	<b>2,348</b>	2,523	5	279	31	<b>2,838</b>	15
山梨市	3,682	14	179	67	<b>3,942</b>	3,121	8	301	47	<b>3,477</b>	149
大月市	4,226	33	228	47	<b>4,534</b>	2,641	13	373	27	<b>3,054</b>	21
韭崎市	89	0	1	4	<b>94</b>	853	0	5	28	<b>886</b>	4
南アルプス市	667	2	27	13	<b>709</b>	3,936	4	103	59	<b>4,102</b>	12
北杜市	124	0	1	4	<b>129</b>	833	0	5	24	<b>862</b>	2
甲斐市	397	1	18	3	<b>419</b>	2,687	2	65	17	<b>2,771</b>	8
笛吹市	7,032	46	326	223	<b>7,627</b>	5,310	28	542	132	<b>6,012</b>	43
上野原市	2,422	10	124	30	<b>2,586</b>	1,790	4	206	22	<b>2,022</b>	13
甲州市	4,296	26	230	59	<b>4,611</b>	2,987	10	380	29	<b>3,406</b>	93
中央市	648	1	30	30	<b>709</b>	1,613	1	69	35	<b>1,718</b>	6
市川三郷町	274	0	20	2	<b>296</b>	1,144	0	55	7	<b>1,206</b>	4
早川町	0	0	0	0	<b>0</b>	1	0	0	0	<b>1</b>	0
身延町	21	0	0	0	<b>21</b>	138	0	0	1	<b>139</b>	0
南部町	1	0	0	0	<b>1</b>	6	0	0	0	<b>6</b>	0
富士川町	173	0	4	3	<b>180</b>	991	0	18	12	<b>1,021</b>	2
昭和町	308	1	39	8	<b>356</b>	804	1	78	15	<b>898</b>	4
西桂町	221	0	11	6	<b>238</b>	386	0	20	7	<b>413</b>	2
忍野村	45	0	0	0	<b>45</b>	289	0	3	1	<b>293</b>	4
山中湖村	138	2	1	0	<b>141</b>	841	6	4	1	<b>852</b>	3
鳴沢村	78	0	2	1	<b>81</b>	605	1	7	3	<b>616</b>	0
富士河口湖町	288	2	9	3	<b>302</b>	1,729	5	34	18	<b>1,786</b>	2
小菅村	21	0	0	0	<b>21</b>	105	0	1	0	<b>106</b>	0
丹波山村	87	0	0	0	<b>87</b>	108	0	1	0	<b>109</b>	0
合計	29,242	222	1,544	7,161	<b>38,169</b>	41,294	195	2,825	12,056	<b>56,370</b>	459

※旧上九一色村分については甲府市に含めた。

## ○曾根丘陵断層地震

(t)

市町村名	発生量			種類別発生量					
	全壊・半壊	焼失	合計	可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属くず	柱角材	合計
甲府市	774,372	4,118	<b>778,490</b>	139,387	141,693	404,321	51,273	41,816	<b>778,490</b>
富士吉田市	0	0	<b>0</b>	0	0	0	0	0	<b>0</b>
都留市	0	0	<b>0</b>	0	0	0	0	0	<b>0</b>
山梨市	48,955	233	<b>49,189</b>	8,812	8,943	25,550	3,240	2,644	<b>49,189</b>
大月市	0	0	<b>0</b>	0	0	0	0	0	<b>0</b>
韮崎市	3,814	117	<b>3,931</b>	686	752	2,030	256	206	<b>3,931</b>
南アルプス市	209,765	1,019	<b>210,784</b>	37,758	38,328	109,486	13,885	11,327	<b>210,784</b>
北杜市	2,137	117	<b>2,254</b>	385	450	1,158	146	115	<b>2,254</b>
甲斐市	56,316	509	<b>56,826</b>	10,137	10,422	29,488	3,737	3,041	<b>56,826</b>
笛吹市	606,027	3,158	<b>609,184</b>	109,085	110,853	316,397	40,124	32,725	<b>609,184</b>
上野原市	0	0	<b>0</b>	0	0	0	0	0	<b>0</b>
甲州市	68,309	509	<b>68,818</b>	12,296	12,581	35,724	4,529	3,689	<b>68,818</b>
中央市	253,498	1,136	<b>254,634</b>	45,630	46,266	132,273	16,776	13,689	<b>254,634</b>
市川三郷町	197,366	902	<b>198,268</b>	35,526	36,031	102,991	13,062	10,658	<b>198,268</b>
早川町	0	0	<b>0</b>	0	0	0	0	0	<b>0</b>
身延町	2,368	0	<b>2,368</b>	426	426	1,232	156	128	<b>2,368</b>
南部町	0	0	<b>0</b>	0	0	0	0	0	<b>0</b>
富士川町	52,088	233	<b>52,321</b>	9,376	9,507	27,179	3,447	2,813	<b>52,321</b>
昭和町	61,415	233	<b>61,648</b>	11,055	11,185	32,029	4,063	3,316	<b>61,648</b>
道志村	0	0	<b>0</b>	0	0	0	0	0	<b>0</b>
西桂町	0	0	<b>0</b>	0	0	0	0	0	<b>0</b>
忍野村	141	0	<b>141</b>	25	25	74	9	8	<b>141</b>
山中湖村	619	0	<b>619</b>	111	111	322	41	33	<b>619</b>
鳴沢村	0	0	<b>0</b>	0	0	0	0	0	<b>0</b>
富士河口湖町	778	0	<b>778</b>	140	140	404	51	42	<b>778</b>
小菅村	0	0	<b>0</b>	0	0	0	0	0	<b>0</b>
丹波山村	0	0	<b>0</b>	0	0	0	0	0	<b>0</b>
合計	2,337,968	12,285	<b>2,350,253</b>	420,834	427,714	1,220,657	154,797	126,250	<b>2,350,253</b>

※焼失による発生量は、焼失による木造、非木造の被害棟数の割合を8対2として算出した。

### 【参考】

被害棟数（「山梨県地震被害想定調査報告書」（平成8年）による）

市町村名	全壊					半壊					焼失
	木造	RC造	S造	その他	合計	木造	RC造	S造	その他	合計	
甲府市	1,220	43	192	3,742	<b>5,197</b>	1,754	69	322	10,117	<b>12,262</b>	46
富士吉田市	0	0	0	0	<b>0</b>	0	0	0	0	<b>0</b>	0
都留市	0	0	0	0	<b>0</b>	0	0	0	0	<b>0</b>	0
山梨市	225	0	4	5	<b>234</b>	1,491	1	17	28	<b>1,537</b>	4
大月市	0	0	0	0	<b>0</b>	0	0	0	0	<b>0</b>	0
韮崎市	16	0	0	1	<b>17</b>	128	0	0	3	<b>131</b>	2
南アルプス市	1,171	4	88	26	<b>1,289</b>	3,907	7	191	60	<b>4,165</b>	12
北杜市	8	0	0	0	<b>8</b>	78	0	0	3	<b>81</b>	2
甲斐市	230	1	11	1	<b>243</b>	1,687	2	38	6	<b>1,733</b>	6
笛吹市	4,575	14	239	179	<b>5,007</b>	5,291	12	408	132	<b>5,843</b>	35
上野原市	0	0	0	0	<b>0</b>	0	0	0	0	<b>0</b>	0
甲州市	401	1	10	7	<b>419</b>	1,519	1	28	21	<b>1,569</b>	6
中央市	1,934	5	132	68	<b>2,139</b>	1,797	3	224	34	<b>2,058</b>	14
市川三郷町	1,446	0	166	9	<b>1,621</b>	1,366	0	282	8	<b>1,656</b>	10
早川町	0	0	0	0	<b>0</b>	0	0	0	0	<b>0</b>	0
身延町	11	0	0	0	<b>11</b>	78	0	0	1	<b>79</b>	0
南部町	0	0	0	0	<b>0</b>	0	0	0	0	<b>0</b>	0
富士川町	272	0	8	4	<b>284</b>	1,388	0	31	19	<b>1,438</b>	4
昭和町	351	1	47	10	<b>409</b>	809	1	91	15	<b>916</b>	4
道志村	0	0	0	0	<b>0</b>	0	0	0	0	<b>0</b>	0
西桂町	0	0	0	0	<b>0</b>	0	0	0	0	<b>0</b>	0
忍野村	1	0	0	0	<b>1</b>	3	0	0	0	<b>3</b>	0
山中湖村	5	0	0	0	<b>5</b>	10	0	0	0	<b>10</b>	0
鳴沢村	0	0	0	0	<b>0</b>	0	0	0	0	<b>0</b>	0
富士河口湖町	4	0	0	0	<b>4</b>	24	0	0	0	<b>24</b>	0
小菅村	0	0	0	0	<b>0</b>	0	0	0	0	<b>0</b>	0
丹波山村	0	0	0	0	<b>0</b>	0	0	0	0	<b>0</b>	0
合計	11,870	69	897	4,052	<b>16,888</b>	21,330	96	1,632	10,447	<b>33,505</b>	145

※旧上九一色村分については甲府市に含めた。

○糸魚川－静岡構造線地震

( t )

市町村名	発生量			種類別発生量					
	全壊・半壊	焼失	合計	可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属くず	柱角材	合計
甲府市	398,887	2,707	<b>401,594</b>	71,800	73,315	208,504	26,435	21,540	<b>401,594</b>
富士吉田市	0	0	<b>0</b>	0	0	0	0	0	<b>0</b>
都留市	0	0	<b>0</b>	0	0	0	0	0	<b>0</b>
山梨市	37,318	233	<b>37,551</b>	6,717	6,848	19,499	2,472	2,015	<b>37,551</b>
大月市	0	0	<b>0</b>	0	0	0	0	0	<b>0</b>
韮崎市	242,845	1,136	<b>243,981</b>	43,712	44,348	126,734	16,073	13,114	<b>243,981</b>
南アルプス市	407,235	1,921	<b>409,156</b>	73,302	74,378	212,531	26,954	21,991	<b>409,156</b>
北杜市	590,482	2,430	<b>592,913</b>	106,287	107,648	308,023	39,069	31,886	<b>592,913</b>
甲斐市	124,703	626	<b>125,329</b>	22,447	22,797	65,096	8,255	6,734	<b>125,329</b>
笛吹市	53,917	509	<b>54,426</b>	9,705	9,990	28,241	3,579	2,912	<b>54,426</b>
上野原市	0	0	<b>0</b>	0	0	0	0	0	<b>0</b>
甲州市	31,416	509	<b>31,925</b>	5,655	5,940	16,540	2,094	1,696	<b>31,925</b>
中央市	68,215	509	<b>68,724</b>	12,279	12,564	35,676	4,523	3,684	<b>68,724</b>
市川三郷町	70,268	509	<b>70,777</b>	12,648	12,933	36,743	4,658	3,794	<b>70,777</b>
早川町	20,487	0	<b>20,487</b>	3,688	3,688	10,653	1,352	1,106	<b>20,487</b>
身延町	34,633	233	<b>34,866</b>	6,234	6,365	18,102	2,295	1,870	<b>34,866</b>
南部町	1,485	0	<b>1,485</b>	267	267	772	98	80	<b>1,485</b>
富士川町	121,738	568	<b>122,306</b>	21,913	22,231	63,531	8,057	6,574	<b>122,306</b>
昭和町	26,488	117	<b>26,605</b>	4,768	4,833	13,821	1,753	1,430	<b>26,605</b>
道志村	0	0	<b>0</b>	0	0	0	0	0	<b>0</b>
西桂町	0	0	<b>0</b>	0	0	0	0	0	<b>0</b>
忍野村	141	0	<b>141</b>	25	25	74	9	8	<b>141</b>
山中湖村	619	0	<b>619</b>	111	111	322	41	33	<b>619</b>
鳴沢村	0	0	<b>0</b>	0	0	0	0	0	<b>0</b>
富士河口湖町	0	0	<b>0</b>	0	0	0	0	0	<b>0</b>
小菅村	0	0	<b>0</b>	0	0	0	0	0	<b>0</b>
丹波山村	0	0	<b>0</b>	0	0	0	0	0	<b>0</b>
合計	2,230,877	12,009	<b>2,242,885</b>	401,558	408,283	1,164,859	147,718	120,467	<b>2,242,885</b>

※焼失による発生量は、焼失による木造、非木造の被害棟数の割合を8対2として算出した。

【参考】

被害棟数（「山梨県地震被害想定調査報告書」（平成8年）による）

市町村名	全壊					半壊					焼失
	木造	R C造	S造	その他	合計	木造	R C造	S造	その他	合計	
甲府市	315	12	30	1,762	<b>2,119</b>	1,442	36	69	9,083	<b>10,630</b>	30
富士吉田市	0	0	0	0	<b>0</b>	0	0	0	0	<b>0</b>	0
都留市	0	0	0	0	<b>0</b>	0	0	0	0	<b>0</b>	0
山梨市	182	0	2	2	<b>186</b>	1,136	0	8	15	<b>1,159</b>	4
大月市	0	0	0	0	<b>0</b>	0	0	0	0	<b>0</b>	0
韮崎市	1,609	3	153	69	<b>1,834</b>	2,591	3	279	79	<b>2,952</b>	14
南アルプス市	2,619	10	215	49	<b>2,893</b>	5,164	12	402	70	<b>5,648</b>	22
北杜市	4,636	14	204	100	<b>4,954</b>	5,145	8	347	81	<b>5,581</b>	28
甲斐市	621	1	34	8	<b>664</b>	3,164	2	94	22	<b>3,282</b>	8
笛吹市	210	0	4	9	<b>223</b>	1,833	0	11	55	<b>1,899</b>	6
上野原市	0	0	0	0	<b>0</b>	0	0	0	0	<b>0</b>	0
甲州市	145	0	2	3	<b>150</b>	982	0	9	13	<b>1,004</b>	6
中央市	379	0	15	17	<b>411</b>	1,576	0	45	35	<b>1,656</b>	6
市川三郷町	384	0	25	3	<b>412</b>	1,586	0	71	11	<b>1,668</b>	6
早川町	169	0	1	1	<b>171</b>	288	0	3	3	<b>294</b>	0
身延町	174	0	2	2	<b>178</b>	1,028	0	8	11	<b>1,047</b>	4
南部町	6	0	0	0	<b>6</b>	54	0	0	0	<b>54</b>	0
富士川町	897	0	48	11	<b>956</b>	1,575	0	93	20	<b>1,688</b>	7
昭和町	115	0	7	3	<b>125</b>	729	1	30	15	<b>775</b>	2
道志村	0	0	0	0	<b>0</b>	0	0	0	0	<b>0</b>	0
西桂町	0	0	0	0	<b>0</b>	0	0	0	0	<b>0</b>	0
忍野村	1	0	0	0	<b>1</b>	3	0	0	0	<b>3</b>	0
山中湖村	5	0	0	0	<b>5</b>	10	0	0	0	<b>10</b>	0
鳴沢村	0	0	0	0	<b>0</b>	0	0	0	0	<b>0</b>	0
富士河口湖町	0	0	0	0	<b>0</b>	0	0	0	0	<b>0</b>	0
小菅村	0	0	0	0	<b>0</b>	0	0	0	0	<b>0</b>	0
丹波山村	0	0	0	0	<b>0</b>	0	0	0	0	<b>0</b>	0
合計	12,467	40	742	2,039	<b>15,288</b>	28,306	62	1,469	9,513	<b>39,350</b>	143

※旧上九一色村については甲府市に含めた。

## 5 要焼却量及び要埋立処分量の試算結果

災害廃棄物発生量の推計結果と東日本大震災の実績を元にした要焼却量及び要埋立処分量の試算結果を次のとおり示す。

### ○東海地震

( t )

市町村名	発生量		ケースA (再生利用の度合いが高い場合)		ケースB (再生利用の度合いが低い場合)	
	全壊・半壊	焼失	要焼却量	要埋立処分量	要焼却量	要埋立処分量
甲府市	298,149	2,372	47,704	30,289	59,630	60,104
富士吉田市	172,119	1,863	27,539	17,584	34,424	34,796
都留市	15,362	451	2,458	1,626	3,072	3,163
山梨市	23,012	451	3,682	2,391	4,602	4,693
大月市	18,223	451	2,916	1,912	3,645	3,735
韮崎市	11,761	451	1,882	1,266	2,352	2,442
南アルプス市	62,800	961	10,048	6,472	12,560	12,752
北社市	26,258	451	4,201	2,716	5,252	5,342
甲斐市	20,998	451	3,360	2,190	4,200	4,290
笛吹市	89,312	961	14,290	9,123	17,862	18,055
上野原市	3,562	0	570	356	712	712
甲州市	25,065	0	4,010	2,507	5,013	5,013
中央市	53,352	1,353	8,536	5,606	10,670	10,941
市川三郷町	46,739	902	7,478	4,854	9,348	9,528
早川町	15,191	451	2,431	1,609	3,038	3,128
身延町	172,892	3,216	27,663	17,932	34,578	35,222
南部町	150,509	2,314	24,081	15,514	30,102	30,564
富士川町	53,011	1,353	8,482	5,572	10,602	10,873
昭和町	7,733	0	1,237	773	1,547	1,547
道志村	292	0	47	29	58	58
西桂町	1,950	0	312	195	390	390
忍野村	42,791	902	6,847	4,460	8,558	8,739
山中湖村	185,478	961	29,677	18,740	37,096	37,288
鳴沢村	29,464	451	4,714	3,037	5,893	5,983
富士河口湖町	89,772	961	14,363	9,169	17,954	18,146
小菅村	40	0	6	4	8	8
丹波山村	424	0	68	42	85	85
合計	1,616,259	21,726	258,602	165,971	323,252	327,597

※旧上九一色村分については甲府市に含めた。

○南関東直下プレート境界地震

( t )

市町村名	発生量		ケースA (再生利用の割合が高い場合)		ケースB (再生利用の割合が低い場合)	
	全壊・半壊	焼失	要焼却量	要埋立処分量	要焼却量	要埋立処分量
甲府市	87,285	568	13,966	8,842	17,457	17,571
富士吉田市	32,370	117	5,179	3,260	6,474	6,497
都留市	19,049	117	3,048	1,928	3,810	3,833
山梨市	39,632	233	6,341	4,010	7,926	7,973
大月市	4,189	117	670	442	838	861
韮崎市	1,237	0	198	124	247	247
南アルプス市	18,238	0	2,918	1,824	3,648	3,648
北杜市	3,830	0	613	383	766	766
甲斐市	11,473	0	1,836	1,147	2,295	2,295
笛吹市	47,230	117	7,557	4,746	9,446	9,469
上野原市	3,358	0	537	336	672	672
甲州市	47,333	233	7,573	4,780	9,467	9,513
中央市	18,202	0	2,912	1,820	3,640	3,640
市川三郷町	11,978	0	1,916	1,198	2,396	2,396
早川町	0	0	0	0	0	0
身延町	601	0	96	60	120	120
南部町	194	0	31	19	39	39
富士川町	7,423	0	1,188	742	1,485	1,485
昭和町	5,248	0	840	525	1,050	1,050
道志村	1,325	0	212	133	265	265
西桂町	2,986	0	478	299	597	597
忍野村	9,224	233	1,476	969	1,845	1,891
山中湖村	32,594	117	5,215	3,283	6,519	6,542
鳴沢村	4,560	0	730	456	912	912
富士河口湖町	14,295	0	2,287	1,430	2,859	2,859
小菅村	0	0	0	0	0	0
丹波山村	972	0	156	97	194	194
合計	424,828	1,851	67,973	42,853	84,966	85,336

※旧上九一色村分については甲府市に含めた。

○釜無川断層地震

( t )

市町村名	発生量		ケースA (再生利用の度合いが高い場合)		ケースB (再生利用の度合いが低い場合)	
	全壊・半壊	焼失	要焼却量	要埋立処分量	要焼却量	要埋立処分量
甲府市	1,749,882	72,742	279,981	189,537	349,976	364,525
富士吉田市	11,460	233	1,834	1,193	2,292	2,339
都留市	5,161	117	826	539	1,032	1,056
山梨市	170,754	1,019	27,321	17,279	34,151	34,355
大月市	1,025	0	164	103	205	205
韮崎市	513,035	11,452	82,086	53,594	102,607	104,897
南アルプス市	987,967	4,176	158,075	99,632	197,593	198,429
北杜市	846,177	3,333	135,388	85,284	169,235	169,902
甲斐市	500,764	38,343	80,122	57,745	100,153	107,821
笛吹市	421,401	2,038	67,424	42,548	84,280	84,688
上野原市	831	0	133	83	166	166
甲州市	147,541	961	23,607	14,946	29,508	29,700
中央市	244,169	19,630	39,067	28,343	48,834	52,760
市川三郷町	283,813	18,946	45,410	32,171	56,763	60,552
早川町	21,247	0	3,399	2,125	4,249	4,249
身延町	151,580	902	24,253	15,338	30,316	30,496
南部町	9,701	0	1,552	970	1,940	1,940
富士川町	294,069	22,788	47,051	33,964	58,814	63,371
昭和町	108,774	10,885	17,404	13,054	21,755	23,932
道志村	0	0	0	0	0	0
西桂町	530	0	85	53	106	106
忍野村	2,245	117	359	248	449	472
山中湖村	7,195	117	1,151	743	1,439	1,462
鳴沢村	4,560	0	730	456	912	912
富士河口湖町	14,295	117	2,287	1,453	2,859	2,882
小菅村	0	0	0	0	0	0
丹波山村	972	0	156	97	194	194
合計	6,499,149	207,914	1,039,864	691,498	1,299,830	1,341,413

※旧上九一色村分については甲府市に含めた。

○藤の木愛川断層地震

( t )

市町村名	発生量		ケースA (再生利用の割合が高い場合)		ケースB (再生利用の割合が低い場合)	
	全壊・半壊	焼失	要焼却量	要埋立処分量	要焼却量	要埋立処分量
甲府市	1,082,999	5,471	173,280	109,394	216,600	217,694
富士吉田市	136,196	961	21,791	13,812	27,239	27,431
都留市	293,874	1,353	47,020	29,658	58,775	59,046
山梨市	460,131	13,315	73,621	48,676	92,026	94,689
大月市	542,555	1,863	86,809	54,628	108,511	108,884
韮崎市	24,167	233	3,867	2,463	4,833	4,880
南アルプス市	144,690	1,019	23,150	14,673	28,938	29,142
北杜市	26,839	117	4,294	2,707	5,368	5,391
甲斐市	91,596	626	14,655	9,285	18,319	18,444
笛吹市	906,728	3,784	145,076	91,430	181,346	182,102
上野原市	299,105	1,077	47,857	30,126	59,821	60,037
甲州市	544,366	8,295	87,099	56,096	108,873	110,532
中央市	99,651	509	15,944	10,067	19,930	20,032
市川三郷町	50,936	233	8,150	5,140	10,187	10,234
早川町	18	0	3	2	4	4
身延町	4,313	0	690	431	863	863
南部町	194	0	31	19	39	39
富士川町	34,793	117	5,567	3,503	6,959	6,982
昭和町	55,234	233	8,837	5,570	11,047	11,093
道志村	8,122	0	1,300	812	1,624	1,624
西桂町	29,992	117	4,799	3,023	5,998	6,022
忍野村	9,224	233	1,476	969	1,845	1,891
山中湖村	32,594	175	5,215	3,294	6,519	6,554
鳴沢村	18,729	0	2,997	1,873	3,746	3,746
富士河口湖町	64,577	117	10,332	6,481	12,915	12,939
小菅村	3,752	0	600	375	750	750
丹波山村	9,639	0	1,542	964	1,928	1,928
合計	4,975,016	39,848	796,003	505,471	995,003	1,002,973

※旧上九一色村分については甲府市に含めた。



○曾根丘陵断層地震

( t )

市町村名	発生量		ケースA (再生利用の割合が高い場合)		ケースB (再生利用の割合が低い場合)	
	全壊・半壊	焼失	要焼却量	要埋立処分量	要焼却量	要埋立処分量
甲府市	774,372	4,118	123,900	78,261	154,874	155,698
富士吉田市	0	0	0	0	0	0
都留市	0	0	0	0	0	0
山梨市	48,955	233	7,833	4,942	9,791	9,838
大月市	0	0	0	0	0	0
韮崎市	3,814	117	610	405	763	786
南アルプス市	209,765	1,019	33,562	21,180	41,953	42,157
北杜市	2,137	117	342	237	427	451
甲斐市	56,316	509	9,011	5,734	11,263	11,365
笛吹市	606,027	3,158	96,964	61,234	121,205	121,837
上野原市	0	0	0	0	0	0
甲州市	68,309	509	10,929	6,933	13,662	13,764
中央市	253,498	1,136	40,560	25,577	50,700	50,927
市川三郷町	197,366	902	31,578	19,917	39,473	39,654
早川町	0	0	0	0	0	0
身延町	2,368	0	379	237	474	474
南部町	0	0	0	0	0	0
富士川町	52,088	233	8,334	5,255	10,418	10,464
昭和町	61,415	233	9,826	6,188	12,283	12,330
道志村	0	0	0	0	0	0
西桂町	0	0	0	0	0	0
忍野村	141	0	23	14	28	28
山中湖村	619	0	99	62	124	124
鳴沢村	0	0	0	0	0	0
富士河口湖町	778	0	124	78	156	156
小菅村	0	0	0	0	0	0
丹波山村	0	0	0	0	0	0
合計	2,337,968	12,285	374,075	236,254	467,594	470,051

※旧上九一色村分については甲府市に含めた。

○糸魚川－静岡構造線地震


( t )

市町村名	発生量		ケースA (再生利用の度合いが高い場合)		ケースB (再生利用の度合いが低い場合)	
	全壊・半壊	焼失	要焼却量	要埋立処分量	要焼却量	要埋立処分量
甲府市	398,887	2,707	63,822	40,430	79,777	80,319
富士吉田市	0	0	0	0	0	0
都留市	0	0	0	0	0	0
山梨市	37,318	233	5,971	3,778	7,464	7,510
大月市	0	0	0	0	0	0
韮崎市	242,845	1,136	38,855	24,512	48,569	48,796
南アルプス市	407,235	1,921	65,158	41,108	81,447	81,831
北杜市	590,482	2,430	94,477	59,534	118,096	118,583
甲斐市	124,703	626	19,952	12,596	24,941	25,066
笛吹市	53,917	509	8,627	5,494	10,783	10,885
上野原市	0	0	0	0	0	0
甲州市	31,416	509	5,027	3,243	6,283	6,385
中央市	68,215	509	10,914	6,923	13,643	13,745
市川三郷町	70,268	509	11,243	7,129	14,054	14,155
早川町	20,487	0	3,278	2,049	4,097	4,097
身延町	34,633	233	5,541	3,510	6,927	6,973
南部町	1,485	0	238	148	297	297
富士川町	121,738	568	19,478	12,287	24,348	24,461
昭和町	26,488	117	4,238	2,672	5,298	5,321
道志村	0	0	0	0	0	0
西桂町	0	0	0	0	0	0
忍野村	141	0	23	14	28	28
山中湖村	619	0	99	62	124	124
鳴沢村	0	0	0	0	0	0
富士河口湖町	0	0	0	0	0	0
小菅村	0	0	0	0	0	0
丹波山村	0	0	0	0	0	0
合計	2,230,877	12,009	356,940	225,489	446,175	448,577

※旧上九一色村分については甲府市に含めた。

## 6 災害等補助金事業関連情報

### (1) 災害等廃棄物処理事業費補助金の概要

災害廃棄物処理事業の概要について	
補助金名	災害等廃棄物処理事業費補助金
対象事業	 <p>           災害等の発生            ① 災害廃棄物の発生            ② 混雑ごみ被害の発生            ③ 仮設便所、集団避難所等から排出された、し尿の発生         </p> <p>           ④ 災害廃棄物の発生            ⑤ 混雑ごみ被害の発生            ⑥ 仮設便所、集団避難所等から排出された、し尿の発生         </p> <p>           ⑦ 仮設便所、集団避難所等から排出された、し尿の発生         </p> <p>           ⑧ 仮設便所、集団避難所等から排出された、し尿の発生         </p> <p>           ⑨ 仮設便所、集団避難所等から排出された、し尿の発生         </p> <p>           ⑩ 仮設便所、集団避難所等から排出された、し尿の発生         </p> <p>           ⑪ 仮設便所、集団避難所等から排出された、し尿の発生         </p> <p>           ⑫ 仮設便所、集団避難所等から排出された、し尿の発生         </p> <p>           ⑬ 仮設便所、集団避難所等から排出された、し尿の発生         </p> <p>           ⑭ 仮設便所、集団避難所等から排出された、し尿の発生         </p> <p>           ⑮ 仮設便所、集団避難所等から排出された、し尿の発生         </p> <p>           ⑯ 仮設便所、集団避難所等から排出された、し尿の発生         </p> <p>           ⑰ 仮設便所、集団避難所等から排出された、し尿の発生         </p> <p>           ⑱ 仮設便所、集団避難所等から排出された、し尿の発生         </p> <p>           ⑲ 仮設便所、集団避難所等から排出された、し尿の発生         </p> <p>           ⑳ 仮設便所、集団避難所等から排出された、し尿の発生         </p> <p>           ㉑ 仮設便所、集団避難所等から排出された、し尿の発生         </p> <p>           ㉒ 仮設便所、集団避難所等から排出された、し尿の発生         </p> <p>           ㉓ 仮設便所、集団避難所等から排出された、し尿の発生         </p> <p>           ㉔ 仮設便所、集団避難所等から排出された、し尿の発生         </p> <p>           ㉕ 仮設便所、集団避難所等から排出された、し尿の発生         </p> <p>           ㉖ 仮設便所、集団避難所等から排出された、し尿の発生         </p> <p>           ㉗ 仮設便所、集団避難所等から排出された、し尿の発生         </p> <p>           ㉘ 仮設便所、集団避難所等から排出された、し尿の発生         </p> <p>           ㉙ 仮設便所、集団避難所等から排出された、し尿の発生         </p> <p>           ㉚ 仮設便所、集団避難所等から排出された、し尿の発生         </p> <p>           ㉛ 仮設便所、集団避難所等から排出された、し尿の発生         </p> <p>           ㉜ 仮設便所、集団避難所等から排出された、し尿の発生         </p> <p>           ㉝ 仮設便所、集団避難所等から排出された、し尿の発生         </p> <p>           ㉞ 仮設便所、集団避難所等から排出された、し尿の発生         </p> <p>           ㉟ 仮設便所、集団避難所等から排出された、し尿の発生         </p> <p>           ㊱ 仮設便所、集団避難所等から排出された、し尿の発生         </p> <p>           ㊲ 仮設便所、集団避難所等から排出された、し尿の発生         </p> <p>           ㊳ 仮設便所、集団避難所等から排出された、し尿の発生         </p> <p>           ㊴ 仮設便所、集団避難所等から排出された、し尿の発生         </p> <p>           ㊵ 仮設便所、集団避難所等から排出された、し尿の発生         </p> <p>           ㊶ 仮設便所、集団避難所等から排出された、し尿の発生         </p> <p>           ㊷ 仮設便所、集団避難所等から排出された、し尿の発生         </p> <p>           ㊸ 仮設便所、集団避難所等から排出された、し尿の発生         </p> <p>           ㊹ 仮設便所、集団避難所等から排出された、し尿の発生         </p> <p>           ㊺ 仮設便所、集団避難所等から排出された、し尿の発生         </p>
補助先	市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）
要件	政令指定都市：事業費80万円以上 その他の市町村：事業費40万円以上 降雨：最大24時間雨量が80mm以上によるもの 暴風：最大風速（10分間の平均風速）15m/sec以上によるもの 高潮：最大風速15m/sec以上の暴風によるもの 地震：異常な天然現象によるもの（震度基準なし） 積雪：過去10年間の最大積雪深平均値超且つ1m以上 その他：異常な天然現象によるもの 等
補助率	1 / 2
地方財政措置	<通常災害時> 地方負担の80%について特別交付税措置 <激甚災害時> 激甚災害による負担が一定の水準を超えた市町村にあっては、残りの20%について、災害対策債により対応することとし、その元利償還金の57%について特別交付税措置
根拠条文	◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第22条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。

出典：環境省HP「災害廃棄物対策情報サイト 国の補助スキームについて（補助金）」

#### 【特記事項】

##### 補助金の対象となる判断項目

補助金の対象の判断は主に次の項目が主眼となる。

- 対象となる災害か
    - ・ 気象データを元にその地域が災害要件に当たるか。
  - 限度額を満たしているか
    - ・ 市町村の規模に応じた限度額以上の費用であるか。
  - 対象となる費用か
    - ・ 補助対象となる項目に該当する費用であるか。
    - ・ 市町村が生活環境保全上必要と判断し実施した事業費であるか。
- ※ 補助対象となる項目は災害の規模・種類に応じて変動することがあるので、随時確認が必要。

(例)

損壊家屋の撤去費用は、原則は全壊家屋のみが補助金対象であるが、激甚災害や特定非常災害に指定される場合、半壊以上の家屋も補助金対象となる。

**【参考】**

災害報告書に添付が必要な資料と留意点

災害報告書作成にあたっては次の表に示す資料が必要となることから、留意点も併せて示す。

表：災害報告書の添付資料と留意点

資料名	内容	留意点
災害時の気象データ	気象台や県及び市町村などが測定した公的なデータ	補助金の採択要件を満たした災害の規模であるかを確認する大前提となる資料であるため、客観性が必要。
地図・図面	被災場所、気象観測地点、仮置場、廃棄物処理施設が示された地図・図面	被災場所が上述の気象災害が生じた地点と乖離がないか、示すことが必要。
被災状況の写真	次の2種類の写真が必要。 「被災現場」：道路の冠水や河川の増水、土砂崩れなど被害状況が確認できる。 「仮置場」：仮置場の状況や災害廃棄物の収集・運搬・処理の状況が確認できる。	<b>・とにかく初期段階より被災状況を多く記録に残しておくことが重要。</b> ・被災現場であれば、河川の増水や土砂崩れにより家屋に被害が及んでいることが明確に示せる写真が必要。 ・損壊家屋の解体・撤去を実施する際も、解体が必要であることが見て分かるような写真が必要。 ・仮置場であれば、品目ごと分類された置き場の写真を撮影する必要がある。
事業費の根拠資料	次の資料が必要。 「単価の根拠となる資料」：積算単価が確認できるもの（見積書や委託契約書、設計図書など） 「員数の根拠となる資料」：作業日報や運行記録、処理伝票など	単価や数量の妥当性を確認する必要がある。

## (2) 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金の概要

### 廃棄物処理施設災害復旧事業の概要について

補助金名	廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金				
災害原因	暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により生じたもの				
対象事業	<p>次の各号に掲げる施設の災害復旧事業とする。</p> <p>① 一般廃棄物処理施設 ② 浄化槽（市町村整備推進事業） ③ 産業廃棄物処理施設 ④ 広域廃棄物埋立処分場 ⑤ PCB廃棄物処理施設</p>	イメージ図			
補助対象から除外されるもの	<p>① 1施設の災害復旧事業に要する経費が次の表に掲げる金額未満のもの</p> <p>② 事務所、倉庫、公舎等の施設</p> <p>③ 工事の費用に比してその効果が著しく小さいもの</p> <p>④ 維持工事とみられるもの</p> <p>⑤ 災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害に係るもの</p> <p>⑥ 明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの</p> <p>⑦ 甚だしく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの</p> <p>⑧ 土地が施設整備の補助金の対象とならない施設にあっては、土地は調査対象外とする。</p> <p>⑨ 工作物が施設整備の補助金の対象とならない施設にあっては、工作物は調査対象外とする。</p> <p>⑩ 緊急に復旧しなければ執務上著しく支障があると認め難いもの。 イ. 被災した建物、建物以外の工作物又は設備と同種のものに余裕のあるもの。 ロ. 当該年度に整備計画のあるもの。 ハ. 建物の補修の必要性はあるが緊急性に乏しいもの。</p> <p>⑪ 工作物及び土地で、当該施設を復旧しなくても、他の施設等に被害を及ぼすおそれのないもの又は業務上、治安上放置しても支障がないと認められるもの。</p> <p>⑫ 調査前着工を行ったもののうち写真等の資料により被災の事実の確認できないもの。</p>				
補助先	都道府県、市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）、広域臨海環境整備センター、廃棄物処理センター、PFI選定事業者及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社				
限度額	一般廃棄物処理施設	浄化槽 （市町村整備推進事業）	産業廃棄物処理施設	広域廃棄物埋立処分場	PCB廃棄物処理施設
	・市、廃棄物処理センター、PFI選定事業者 150万円 ・町村 80万円	・市町村 40万円	・都道府県、市、廃棄物処理センター、PFI選定事業者 150万円 ・町村 80万円	・市町村、広域臨海環境整備センター 150万円	・中間貯蔵・環境安全事業株式会社 150万円
補助率	1/2				

出典：環境省HP「災害廃棄物対策情報サイト 国の補助スキームについて（補助金）」

## 7 災害廃棄物処理実行計画関連情報

熊本県災害廃棄物処理実行計画（平成28年6月策定、平成29年6月改訂）における目次は次のとおり。

### 第1章 被害の状況

### 第2章 基本方針

- 1 基本方針の位置づけ
- 2 処理の対象
- 3 処理主体
- 4 災害廃棄物の発生量推計
- 5 処理期間
- 6 処理方法
- 7 財源

### 第3章 災害廃棄物の処理実行計画

#### 第1節 損壊家屋等の公費解体

- 1 市町村別の公費解体の進捗状況
- 2 公費解体計画
- 3 推進体制の整備等及び加速化対策

#### 第2節 災害廃棄物の発生推計量

- 1 市町村別の発生推計量
- 2 種類別の発生推計量
- 3 処理状況

#### 第3節 災害廃棄物処理の基本的事項

- 1 役割分担
- 2 県の推進体制
- 3 処理方針
  - (1) 処理フロー
  - (2) 仮置場の設置及び管理
  - (3) 再生利用と減量化
  - (4) 焼却処理
  - (5) 最終処分
  - (6) 処理困難物等の処理

#### 4 災害廃棄物処理の財源

#### 第4節 県内処理と広域処理

- 1 県内の廃棄物処理施設の処理能力
- 2 広域処理の必要性
- 3 県内処理と広域処理

#### 第5節 事務の委託

- 1 趣旨
- 2 受託対象市町村
- 3 事務委託の範囲
- 4 二次仮置場
  - (1) 概要
  - (2) 処理
  - (3) 周辺環境対策

#### 第6節 処理スケジュール

#### 第7節 進捗管理及び見直し

## 8 県への事務委託に係る規約（例）

〇〇〇と熊本県との間の平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第1条 〇〇〇は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物の処理のうち、平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を熊本県に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、熊本県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

（経費の負担等）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、〇〇〇が負担する。

2 前項の経費の額並びにその交付の方法及び時期は、〇〇〇と熊本県とで協議して定める。

3 委託事務の管理及び執行により生ずる収益の取扱いについては、〇〇〇と熊本県とで協議して定める。

（条例等の制定改廃の場合の措置）

第4条 熊本県は、委託事務の管理及び執行において適用される条例等を制定し、又は改廃しようとする場合は、あらかじめ〇〇〇に通知するものとする。

（補則）

第5条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、〇〇〇と熊本県とで協議して定める。

附 則

この規約は、平成28年〇〇月〇〇日から施行する。

出典：「平成28年熊本地震における災害廃棄物処理の記録」

## 9 廃棄物処理法特例制度一覧

非常災害時における廃棄物処理に関する特例措置として、法に次の規定が整備されている。

### (1) 市町村による一般廃棄物処理施設の設置についての特例

非常災害時に市町村が設置する必要があると認める一般廃棄物処理施設について、市町村が法第6条第1項に基づく一般廃棄物処理計画に定めようとするとき、あらかじめ知事と次の①～⑥の事項について協議し、その同意が得られていた場合には、発災後、当該施設を設置するときに知事にその旨の届出をすれば、最大60日間（最終処分場：60日間、その他の施設：30日間）の法定期間を待たずに、その同意に係る施設を設置することができることとされている。（法第9条の3の2）

なお、生活環境影響調査の縦覧等の手続については、市町村が定めた条例に則り行うこととなる。

#### <協議事項>

- ① 一般廃棄物処理施設を設置することが見込まれる場所
- ② 一般廃棄物処理施設の種類
- ③ 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
- ④ 一般廃棄物処理施設の処理能力
- ⑤ 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
- ⑥ 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

### (2) 市町村から処分の委託を受けた者による一般廃棄物処理施設設置についての特例

平時には、民間事業者が一般廃棄物処理施設を設置する場合、知事の許可が必要になるが、非常災害時には、市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた民間事業者が当該廃棄物を処理するために一般廃棄物処理施設（最終処分場を除く）を設置しようとするときは、市町村が一般廃棄物処理施設を設置する場合の手続と同じく、知事への届出で足りることとされている。（法第9条の3の3）

### (3) 一般廃棄物委託基準についての特例

平時には、市町村が一般廃棄物の処理を委託する場合、受託者が処理を再委託することは禁止されているが、非常災害時において、市町村が非常災害により発生した廃棄物の処理を委託する場合に、委託者が環境省令で定める基準に従って他人に委託する場合には、一般廃棄物の処理の再委託ができることとされている。（法施行令第4条第3号）



#### <環境省令で定める基準>

- ① 再委託する業務の委託料が業務の遂行に足りる額であること
- ② 再受託者が次のいずれにも該当すること
  - ・再委託を受ける業務を遂行するに足りる施設、人員、財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有すること
  - ・欠格要件に該当しないこと
  - ・市町村と受託者との間の契約書に再委託先として記載されていること 等
- ③ 当該委託に係る一般廃棄物の適正な処理が確保されるよう再受託者に対し、必要かつ適切な監督を行うこと 等

#### **(4) 非常災害時の産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例**

平時には、法第15条第1項に基づく産業廃棄物処理施設の設置者が、当該施設で処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を処理するときは、一般廃棄物の処理を開始する30日前までに知事にその旨を届け出ることとされているが、非常災害時に必要な応急措置として、同様の性状を有する一般廃棄物を処理する場合には、知事への事後の届出で足りることとされている。(法第15条の2の5第2項)